

# 入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知された上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札通知書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 一般競争入札に参加しようとする者は、規則第 148 条の公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。
- 4 競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に、見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を契約担当者に納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付又は提供を要しない。
  - (1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証券を提出する場合
  - (2) 過去 2 年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合
  - (3) 指名競争入札にあつては指名競争入札通知書において、入札保証金の納付を要しないとされたとき
- 5 入札保証金等は、落札者に対しては契約保証金に充当する場合のほか契約締結後、落札者以外の者に対しては入札終了後にこれを還付する。

落札者が、契約を締結しないときは、入札保証金等は県に帰属する。
- 6 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 7 入札書は、入札書を別紙様式により作成し、公告又は通知書に示した日時に入札場所へ持参するものとする。
- 8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

金額はアラビア数字で記入すること。
- 9 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、自由に入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別紙）を提出して行う。
  - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 10 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 11 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 12 県に提出した入札書は、書き換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 13 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2 回目の入札に

参加することはできない。

- (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
  - (4) 所定の場所および日時に到着しない入札。
  - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札。
  - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の 100 分の 110＝税込金額）の 100 分の 5 に達しない入札。
  - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
  - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者がした入札。
  - (9) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。
- 14 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、別紙様式の委任状を入札前までに提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 15 入札は、第一回で落札者が決定しない場合で、県において必要があると認めるときは、直ちに再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 16 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 17 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときであること。
- 18 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 19 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 20 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。